

第4章

都市づくりの基本計画

第4章 都市づくりの基本計画

本章では、都市構造と分野別都市づくりの方針について記載する。

1. 都市構造

1-1. 都市構造の基本的な考え方

本市の都市づくりの方向性を明らかにするため、今後、どのような都市機能を配置し、どのような施設配置や土地利用を目指すか、といった基本的な方向性を都市構造として整理する。

これに関する基本的なイメージは以下のとおりである。

- ① 鉄道駅周辺を中心に地区の特性に応じた「都市活動や日常生活の中心となる拠点」を形成する。
- ② 都市拠点および生活交流拠点の拠点間の「公共交通ネットワーク」により、一体的な構造を構築し、近畿圏、北陸圏および東海圏の広域連携軸との結び付きにより、市全体の生活利便性や活力の向上を図る。
- ③ 国道8号、国道8号米原バイパス、国道21号、国道365号等の広域的な幹線道路による「広域交通ネットワーク」を形成し、広域交流と市内の交流を促進する。また、交通利便性の高いこれらの道路沿道を中心に「都市活動や日常生活を支える場」として計画的な土地利用の誘導を図る。
- ④ 「IC周辺等の交通利便性の高い場所」では、近畿・東海・北陸の交通の要衝という地理的優位性や広域的な交通利便性を生かし、産業機能・流通機能の誘致を図る。
- ⑤ 「拠点間やその他地域を結ぶ幹線道路」により、その他地域を支える道路網を形成する。
- ⑥ 醒ヶ井駅周辺、柏原駅周辺、東草野地域および伊吹山周辺では、自然環境や歴史・文化資源を活用し、「観光・交流拠点」を形成する。また、豊かな自然環境や歴史・文化資源の要素を一体的に捉え、「水と緑のネットワーク」を形成する。

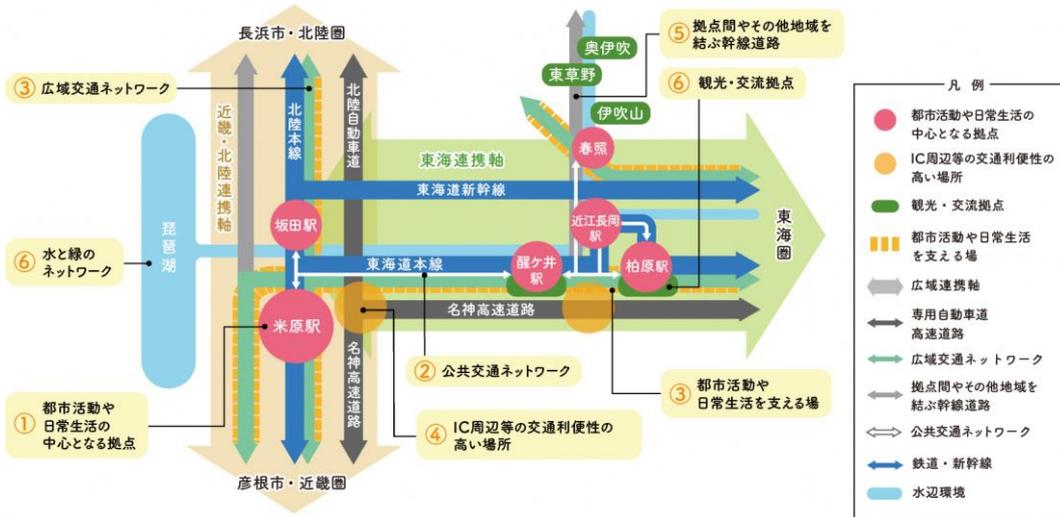


図 4-1 都市構造構築のイメージ

1-2. 都市構造の設定

本市の都市構造を、「拠点」、「軸」および「ゾーン」の3つの要素から整理する。

それぞれの要素の具体的な配置等については、上位・関連計画における位置付けや、都市の現況等を踏まえて整理する。

●拠点 日常生活・都市活動の中心となる場であり、点的な構成要素
●軸 都市の骨格をなす道路や河川、緑地帯であり、線的な構成要素
●ゾーン おおむね利用区分ごとの土地のまとまりであり、面的な構成要素

(1) 拠点について

名称と役割	位置付ける場所
①都市拠点 多くの人が集い交流するまちの顔づくりや、多様な都市機能が集積し活発な都市活動をけん引する場	<ul style="list-style-type: none"> ・米原駅周辺 ・坂田駅周辺



名称と役割	位置付ける場所
②生活交流拠点 地域の日常生活やコミュニティ・交流を支える場	<ul style="list-style-type: none"> ・醒ヶ井駅周辺 ・近江長岡駅周辺 ・柏原駅周辺 ・春照周辺



名称と役割	位置付ける場所
<p>③産業拠点・流通拠点</p> <p>交通の利便性等を生かした産業機能・流通機能が集積し、市の産業振興をけん引する場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米原工業団地一帯 ・米原南工業団地一帯 ・国道8号周辺 ・伊吹工業団地一帯 ・山東工業団地一帯 ・柏原東部工業団地一帯 ・大鹿地区一帯 ・野一色地区一帯 ・長沢地区一帯 ・柏原地区一帯



名称と役割	位置付ける場所
<p>④レクリエーション拠点</p> <p>良好な緑・水辺の環境を生かしながら、市民の休息やレクリエーション活動を支える場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・磯公園 ・伊吹山周辺 ・霊仙山周辺 ・近江母の郷ふれあい広場 ・グリーンパーク山東 ・天狗の丘公園 ・醒井養鱒場 ・姉川ダム周辺 ・民間観光施設



名称と役割	位置付ける場所
<p>⑤歴史・観光拠点</p> <p>歴史・文化資源を活用して、観光・交流活動の活性化を担う場。また、交通結節点として、広域観光案内機能を有する場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・米原駅周辺 ・醒ヶ井駅周辺 ・柏原駅周辺 ・東草野山村景観区域



(2) 軸について

名称と役割	位置付ける路線等 ※一部区間の場合あり
<p>①広域連携軸（近畿・北陸連携軸、東海連携軸）</p> <p>近畿・北陸と東海の2つの生活圏において、広域的な連携を支える軸</p>	<p>以下の路線および周辺エリア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名神高速道路 ・北陸自動車道 ・国道8号 ・国道8号米原バイパス ・国道21号 ・国道365号 ・JR東海道新幹線 ・JR東海道本線 ・JR琵琶湖線 ・JR北陸本線
<p>②都市間交流軸</p> <p>近畿・東海・北陸と連絡し、広域的な交流を支える道路</p>	<p>以下の路線</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名神高速道路 ・北陸自動車道
<p>③広域交流軸</p> <p>長浜市や彦根市等との広域的な交流を支える道路</p>	<p>以下の路線および沿道周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道8号 ・国道21号 ・国道365号 ・国道8号米原バイパス ・（主）大津能登川長浜線

<p>④生活交流軸 都市拠点や生活交流拠点、各地域を連絡し、地域の日常生活を支える道路</p>	<p>以下の路線および沿道周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(主) 山東一色線 ・(主) 山東本巢線 ・(一) 彦根米原線 ・(一) 山東伊吹線 ・(一) 大野木志賀谷長浜線 ・(一) 大鹿寺倉線
<p>⑤鉄道軸 京阪神、東海地方との交流を支える新幹線、地域の日常生活を支える鉄道等の主要な公共交通動線</p>	<p>以下の鉄道および沿道周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR 東海道新幹線 ・JR 東海道本線 ・JR 琵琶湖線 ・JR 北陸本線 ・近江鉄道本線
<p>⑥環境軸 特徴的な自然環境、歴史・文化資源を結び、潤いのある都市環境を支える河川等</p>	<p>以下の河川および周辺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琵琶湖 ・天野川 ・姉川 ・その他の河川

※(主)：主要地方道、(一)：一般県道

(3) ゾーンについて

名称と役割	位置付ける場所
<p>①市街地ゾーン 住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業・流通業務地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域</p>	<p>・現在の市街化区域や用途地域を中心とした地域</p>
<p>②田園集落ゾーン 集落と農地が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域</p>	<p>・現在の市街化調整区域、用途地域外を中心とした地域</p>
<p>③森林環境ゾーン 森林の保全、管理された緑地空間として維持・保全を図る地域</p>	<p>・伊吹山や霊仙山等の森林が広がる地域</p>

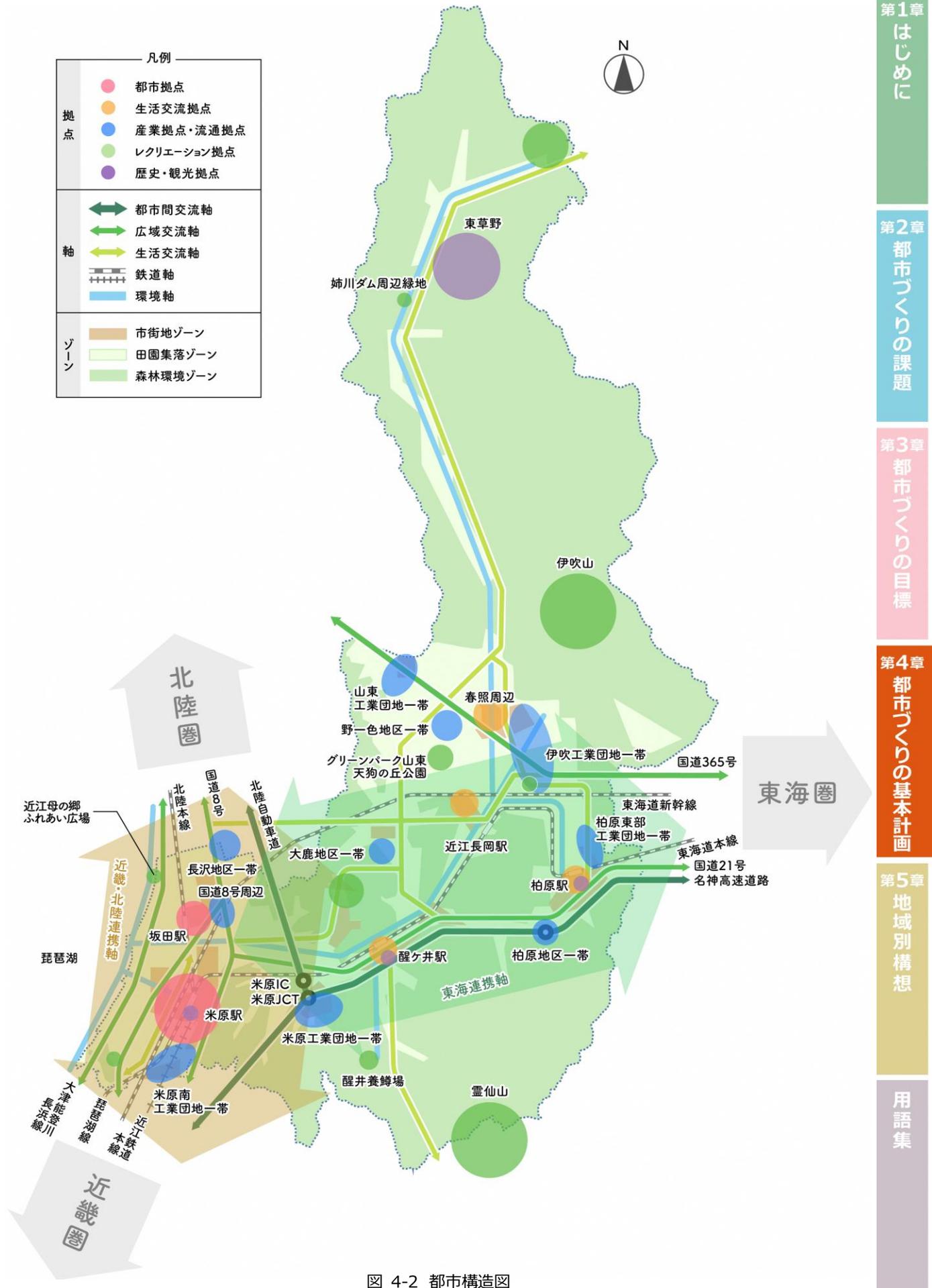


図 4-2 都市構造図

2. 分野別都市づくりの方針

2-1. 土地利用の方針

土地は、その地域に関わる全ての人にとって、生活やあらゆる活動に不可欠な共通の基盤であり、限られた貴重な資源であるため、総合的かつ長期的な観点に立つとともに、公益性を重視した上で、有効な利用や適切な管理が図られるべきである。

都市機能や居住機能の誘導を図ろうとする地区においては、機会を逸することなく、地域の成長を促し得る土地利用への転換を進める。

(1) 基本方針

都市圏の一体性確保に対応した適正な土地利用コントロール

土地は周囲に配慮した秩序ある利用が行われるよう、一定のルールによる土地利用コントロールが必要と考えられる。

彦根長浜都市計画区域では、平成28年に都市計画区域が変更され、土地利用を誘導するため、市街化区域の拡大を進めてきた。令和7年度には、米原駅周辺および坂田駅周辺の市街化区域を拡大し、都市機能および産業機能の強化・充実を図る。今後は、市街化区域内の土地利用の高度化や市街化区域外縁部の土地利用促進による更なる市街化区域の拡大を進めていく。

米原東北部都市計画区域では、無秩序な開発を抑制するとともに、良好な住環境や田園環境の形成および保持していくため、平成28年から「特定用途制限地域」を指定し、地域の実情に応じた適正な土地利用の規制・誘導を図ってきた。今後は、特定用途制限地域を指定したことによる影響を分析しつつ、時勢に応じた地区区分や、市の望む開発誘導ができるように地区区分の見直しを検討する。また、必要に応じて特定用途制限地域の全体見直しを検討する。

市全体からみた地域それぞれの役割や特性に留意しつつ、コンパクトな都市づくりの考え方にに基づき、各拠点を中心に集約された市街地形成を図るとともに、適正な土地利用を誘導し、必要な都市機能の集積、効率的な土地利用の実現を目指す。そのため、市街化区域内等に「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を設定し、都市機能を誘導する立地適正化計画の策定を検討する。

拠点を中心とした良好な住環境の形成

米原駅周辺および坂田駅周辺の都市拠点では、本市の人口が減少傾向にあるものの世帯数の増加により宅地需要の増加が今後も引き続き見込まれる。このような宅地需要に応えていく必要がある中で、新規に開発すべき住宅地は、市街化調整区域であっても地区計画制度等を活用して住宅系土地利用を誘導し、良好な住環境を備えた魅力的な市街地の形成を図り、若者世帯の人口誘導を進める。併せて、市内全域で増加する空家について、空家の有効活用および除却等の適正管理を促進し、良好な住環境の形成を図る。

本市では、良好な住環境の確保に向け、坂田駅前地区および入江丸葎地区において、区域区分の見直しによる市街化区域を拡大した。米原駅東口地区では、米原駅東口周辺まちづくり事業として、民間活力を導入した土地利用を図り、周辺における都市機能集積や広域拠点化を推進する。

市街地内の都市拠点（米原駅周辺および坂田駅周辺）や生活交流拠点（醒ヶ井駅周辺、近江長岡駅周辺、柏原駅周辺および春照周辺）では、「米原市まちなか住まい供給促進条例」に基づき、まちなかにふさわしいにぎわいや活力にあふれる都市づくりを進める。

自然環境や田園環境の保全・活用

活力ある都市づくりを推進するためには、今後、優良な農地の確保を図りつつ、一定の住宅地や店舗、工業用地等の開発による農地から宅地への転換が必要となる。

今後は、農業・農村の振興と本市全体としての都市づくりや産業振興との調和を図っていくことを前提に、関係機関との十分な調整により適正な土地利用の誘導を図っていく必要がある。

また、高齢化や担い手不足等により荒廃農地が発生しており、長期的な放棄により農用地としての機能が低下しないよう、地域の自主的、主体的な農地保全活動を支援するとともに、新規就農希望者、UIターン農業者、認定農業者等への利用集積により、耕作の再開や保全を推進する。

産業用地の確保

本市の新たな産業拠点・流通拠点として長沢地区一帯および柏原地区一帯の整備を進める。

長沢地区一帯では、長浜市と合同で米原市長沢地先および長浜市加田町、加田今町地先の産業用地開発事業を推進する。国道8号を前面道路とし、今後予定される（仮称）神田スマートインターチェンジを有効に活用することができる交通の利便性が非常に高い、計画面積約37haの産業用地である。



産業用地開発事業地 長沢地区一帯

柏原地区一帯では、伊吹スマートインターチェンジの建設、複合型エネルギーオアシスおよび交通結節点を生かした物流拠点の複合的な整備を一体的に推進する。本市は、令和4年度に環境省から脱炭素先行地域の第1号として選定され、荒廃農地を中心とした営農型太陽光発電や、エネルギーの地産地消による地域の脱炭素化の推進に取り組んでいる。

その上で、本市の近畿圏、東海圏および北陸圏へ通じる結節点である地理的特性など、交通の利便性を生かした、内陸地におけるグリーン水素の製造・供給拠点となるインフラ整備（伊吹スマートインターチェンジ含む。）を伊吹パーキングエリア周辺で推進することにより、物流分野における水素エネルギーの社会実装の実現に寄与することができる。併せて、広域災害時等におけるエネルギーバックアップ基地としての役割を担うことで、有事に備えた強靱なエネルギーサプライチェーン構築への貢献を目指す。



伊吹スマートインターチェンジ 柏原地区一帯

(2) 土地利用の区分と配置方針

① 土地利用の区分

土地利用の基本方針を踏まえ、本市の土地利用区分を以下のように設定する。

土地利用区分		内容
市街化区域・ 非線引き区域の 用途地域	①住宅地	中低層の住宅を中心に誘導しつつ、日常生活を支えるその他施設の立地を許容するエリア
	②中心商業地	商業施設、公共施設をはじめとした市全体を対象とした日常サービスに対応した施設を誘導するエリア
	③商業地	地域住民の日常サービスに対応した商業施設等を誘導するエリア
	④沿道利用地	沿道サービスに対応した商業施設等を誘導するエリア
市街化調整区域・ 非線引き区域の 用途地域外	⑤工業地	既存工業の維持や新たな工業施設を誘導するエリア
	⑥沿道利用調整地	幹線道路沿道において周辺環境と調和した計画的な土地利用の誘導を検討するエリア
	⑦農地・集落地	農業振興や営農環境の保全、農村集落の生活環境の維持を図るエリア
	⑧森林・緑地	自然環境の保全・活用、歴史・文化資源を生かした公園等の保全・活用を図るエリア

② 土地利用の配置方針

土地利用区分ごとに、土地利用の考え方と配置のイメージを整理する。

○市街地ゾーンに関する方針

①住宅地	
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の一部では、都市基盤が未整備のため、市街地整備事業や地区計画制度等を活用して、住居系土地利用を誘導し、若い世代が移住・定住する良好な住環境を備えた市街地の形成を図る。また、市街地内の低未利用地については有効利用を図る。 計画的な住宅団地開発により整備された地区では、良好な低層住宅地にふさわしい環境の維持・改善を図り、今後も居住環境の保全に努める。 既成市街地内の住宅地では、良好な居住環境の維持・改善や、地域住民の日常生活を支える施設の立地を許容するなど、生活利便性の向上を図る。 市街化区域外縁部は、市街化調整区域の性格に留意しながら、地区計画制度等により市街化区域と連続した市街地形成を図る。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 住居系用途地域

②中心商業地	
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 米原駅東口地区では、民間活力を導入した土地利用の高度化により利便性の高い商業地の形成を図る。 ● 商業施設、公共施設をはじめとして、市民の日常サービスに対応した施設の集積・誘導を図り、本市の“核”として求心性の高い商業地の形成を図る。 ● 交通立地条件を生かし、土地の高度利用により、全ての市民を対象とした利便性の高い商業地の形成を図る。 ● 民間開発による人口が集積するエリアとして、多機能な都市機能および産業機能の充実を図る。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 米原駅周辺、坂田駅周辺

③商業地	
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 米原駅周辺においては、交通立地条件を生かし、商業・サービス・医療機能を担う施設を配置し、土地利用の高度化を図る。 ● 坂田駅周辺においては、米原駅周辺と同様に市全体を対象とした都市機能を誘導する地区として、土地利用の集積を図る。 ● 近江長岡駅周辺および春照周辺においては、生活圏の中心として、主要な商業・業務施設等の集積・誘導を図り、利便性の高い近隣商業地の形成を図る。 ● 醒ヶ井駅周辺および柏原駅周辺においては、地域住民の日常サービスに対応した施設の誘導を図るとともに、歴史・観光拠点として機能の維持に努める。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 米原駅周辺、坂田駅周辺、醒ヶ井駅周辺、近江長岡駅周辺、柏原駅周辺、春照周辺

④沿道利用地	
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 周辺の住環境や田園環境、自然環境に配慮しながら、自動車交通に対応した商業施設、工業・物流施設等の集積を図る。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道8号沿道、国道8号米原バイパス沿道、国道21号沿道、国道365号沿道

⑤工業地	
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 米原インターチェンジ周辺や広域的な幹線道路沿道の工業地では、交通便利性を生かし、自然環境や住環境と調和しながら、工場や流通・業務施設等による専用性の高い工業地としての土地利用を図る。 ● 用途地域外の既存工業地では、原則として、今後も工業地として配置するとともに、交通施設・情報施設等の産業環境整備や周辺の環境対策を充実させることにより、快適で安全な工業地の形成を図る。 ● 用途地域外において、国道 365 号沿道等の広域的な交通便利性の高い場所では、特定用途制限地域の地区区分の変更を含めた土地利用の誘導を図る。周辺の自然環境に配慮しながら、適正な土地利用を誘導・許容しつつ、新たな産業拠点・流通拠点としての形成を図り、新たな活力を生み出すことのできる環境を整備する。 ● (仮称) 米原・長浜工業団地を長浜市と合同で、米原市長沢地先および長浜市加田町、加田今町地先に新たな産業用地の整備を推進する。 ● 伊吹スマートインターチェンジの建設および複合型エネルギーオアシスの整備を推進する。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 米原工業団地一帯、米原南工業団地一帯、山東工業団地一帯、伊吹工業団地一帯、大鹿地区一帯、野一色地区一帯、その他用途地域内の工業地域に指定される既存工業地、用途地域外の既存工業集積地、用途地域外のうち、国道 365 号沿道等の幹線道路沿道、長沢地区一帯、柏原地区一帯

⑥沿道利用調整地	
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 広域的な幹線道路の沿道では、市全体からみた様々な優位性を生かし、広域都市圏および市全体の活力の向上を図るため、周辺の田園環境や住環境に配慮しながら、沿道立地型施設を中心として計画的な土地利用の誘導を検討する。 ● 市街化調整区域においては、その地域の性格に十分留意しながら、地域の実情に応じて、地区計画制度の活用等による土地利用の誘導を検討する。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道 8 号沿道、国道 8 号米原バイパス沿道、国道 21 号沿道、国道 365 号沿道、大津能登川長浜線

○田園集落ゾーンに関する方針

⑦農地・集落地	
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化調整区域の集落地では、周辺の自然環境や景観を生かすことにより、良好な居住環境の保全に努める。また、人口が減少傾向にあることから、農林行政との調整を図りつつ、地区の実情に配慮し、開発許可制度の運用による需要に即した住宅の立地や地区計画制度の活用等によ

	<p>り、集落活力の維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外の集落地では、伊吹山、霊仙山や河川、農地等の豊かな自然環境や景観と調和したゆとりと潤いのある良好な住宅地の形成を図る。また、周辺の住環境や田園環境の保全を図りつつ、人口減少に対し、地区の実情に配慮し、世帯分離に伴う住宅の立地や都市居住者の受入れを行うなど、集落活力の維持・向上を図る。 ● 農用地では、農業の振興と優良農地の保全に努め、田園環境と既存集落地との共生を図ることを原則にしつつも、関係機関と調整の上、市の発展に寄与する土地利用を目指す。 ● 荒廃農地について、長期的な放棄により農用地としての機能が低下しないよう、地域の自主的、主体的な農地保全活動を支援するとともに、新規就農希望者、UIJ ターン農業者、認定農業者等への利用集積により、耕作の再開や保全を推進する。 ● 市街地に近接し市街化が進展している場所については、無秩序な開発を抑制しながら、地域の活力維持等を図るべく、市街地としての位置付けも視野に入れながら、適正な土地利用を誘導する。 ● 上記のうち、市街化調整区域の場合は、基本的に開発を抑制する。ただし、市街化の動向や都市施設の整備状況、今後の見通し等を考慮して、生活環境の向上が必要と考えられる場合は、市街化区域への編入も視野に入れ、地区計画制度の活用や開発許可制度の運用等による適切な規制・誘導を行う。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街化調整区域や用途地域外の農地や既存集落地

○森林環境ゾーンに関する方針

⑧森林・緑地	
土地利用方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域外、自然公園地域、保安林、風致地区に指定されている区域では、豊かな森林や緑地環境の保全・育成と、適正な管理に努め、自然や歴史とのふれあいの場としての活用を図る。 ● 農山村集落やその周辺の里山では、自然環境の保全を図りつつ、適正な土地利用や地域の活力維持を図る。 ● 山林、緑地、琵琶湖、河川、公園等の良好な自然環境や歴史・文化資源は積極的に保全を図るとともに、市民の憩いや環境教育、観光レクリエーション等に資する場として民間資力の誘導も含め有効活用を図る。
配置イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊吹山、市全域に広がる山林、天野川、姉川等の河川

第1章 はじめに

第2章 都市づくりの課題

第3章 都市づくりの目標

第4章 都市づくりの基本計画

第5章 地域別構想

用語集

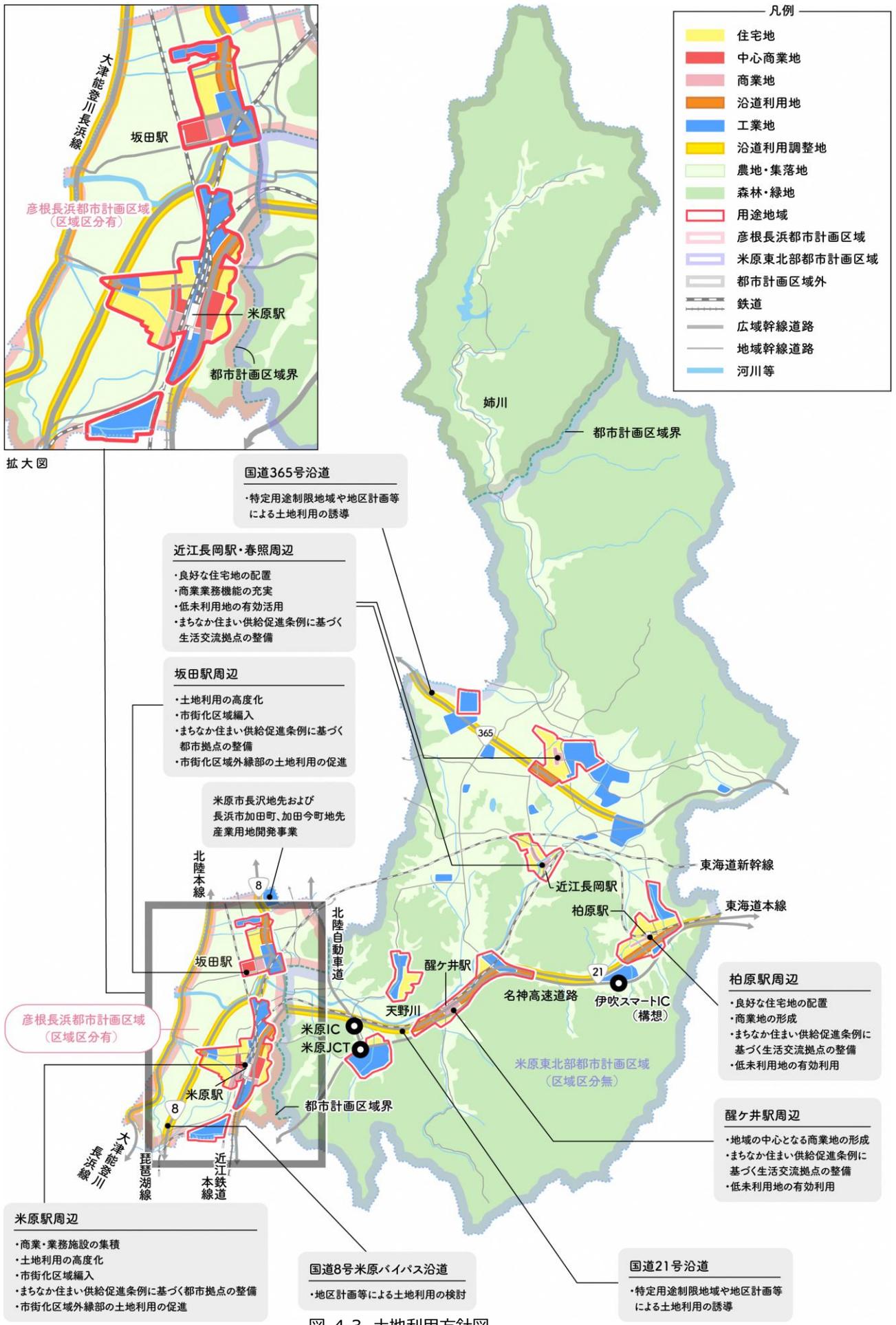


図 4-3 土地利用方針図

2-2. 市街地整備の方針

(1) 基本方針

都市拠点を中心とした計画的な都市づくり

人口の維持・定住化促進の観点から、利便性・防災性の向上を図ることにより、安全・快適な住環境を創出し、魅力的で求心力のある拠点づくりを進めるため、以下のとおり位置付ける。

本市の「都市拠点」として位置付ける米原駅周辺および坂田駅周辺においては、それぞれの市街地にふさわしい計画的な都市づくりを進める。また、琵琶湖東北部圏域の発展をけん引するエリアとして都市機能の強化・充実を図る。

「生活交流拠点」として位置付ける醒ヶ井駅周辺、近江長岡駅周辺、柏原駅周辺および春照駅周辺においては、圏域全体の均衡ある発展による都市機能の強化・充実を図り、地域の中心拠点としての都市づくりを推進する。

「歴史・観光拠点」や産業集積の促進による「産業拠点・流通拠点」に位置付ける地区のほか、土地利用を調整する地区等において、計画的な都市づくりを推進する。

(2) 整備方針

① 米原駅周辺（都市拠点）

米原駅周辺は平成29年度に米原駅東部地区において、土地区画整理事業が完成し、令和3年度に米原駅東口前に市役所本庁舎を整備、令和4年度には市役所本庁舎と米原駅が直結する連絡通路を整備し、都市づくりを進めてきた。滋賀県においては、東北部工業技術センターを統合移転するなど、今後も米原駅周辺の効果的な利活用と公共施設の適正な配置や維持管理に取り組む。

米原駅東口周辺では、令和6年度に米原駅東口周辺まちづくり事業の進出事業者が決定した。この土地活用の実現に向けて、民間活力を導入し、民間主導による魅力ある都市空間の形成や都市機能を集積し、滋賀の東の玄関口にふさわしい米原駅を核とした都市づくりを目指している。また、駅施設の利便性向上のため、米原駅東西自由通路の改修を実施する。

現状としては、人口が増加している地域であり、更なる人口増加に伴う宅地需要の増加が、今後も見込まれる。しかし、市街化区域に近接する土地は農振農用地であり、市街化区域の編入を計画的に進め、市街地整備を行う必要がある。市街化区域外縁部や幹線道路沿道は、市街化調整区域の性格に留意しながら、拠点機能の強化・充実のため地区計画制度等を活用し、市街地の拡大を図る。



米原駅東口周辺まちづくり事業イメージ図

② 坂田駅周辺（都市拠点）

坂田駅周辺では、米原駅周辺と同様に、人口増加に伴う宅地需要の増加が今後も引き続き見込まれる。その利便性を活用した琵琶湖東北部圏域の発展をけん引するエリアとして、地区計画制度を活用した都市づくりを進めてきた。今後は現状に応じた適正な土地利用の促進・集積を図ることで、個性・魅力が実感できる都市づくりを計画的に推進する。

また、市街化区域外縁部や幹線道路沿道は、市街化調整区域の性格に留意しながら、拠点機能の強化・充実のため地区計画制度等を活用し、市街地の拡大を図る。



坂田駅周辺

③ 近江長岡駅周辺・春照周辺（生活交流拠点、既成市街地）

近江長岡駅周辺および春照周辺では、日常生活に係る商業・サービス機能をはじめ、行政・医療・福祉等の拠点機能の強化を図り、地域における都市活動の中心として、市街地整備を誘導する。

近江長岡駅周辺では、駅前駐輪場の必要性を検証し、地域住民の利便性の向上を図る。通勤通学利用者のためのにぎわい創出や駅施設の老朽化等の対策について検討する。

春照周辺では、伊吹市民自治センターの跡地について、現状を調査し、利活用の方針を検討するなど、拠点機能の向上を図る。

④ 醒ヶ井駅周辺・柏原駅周辺（生活交流拠点、歴史・観光拠点、既成市街地）

醒ヶ井駅周辺および柏原駅周辺では、地域の歴史や風土を生き、培われてきた伝統や文化を継承しつつ、観光来訪者や生活の核としての機能を生かした都市づくりを進める。また、駅利用による関係人口を促すため、施設の老朽化等の対策について検討する。

醒ヶ井駅周辺では、駅前広場や駐車場の機能を維持し、醒ヶ井水の宿駅の跡地利用により、地域住民に必要となる日常サービス機能の確保や地域資源および地域の空家を活用した拠点機能の向上を図る。

柏原駅周辺では、これまでに駅前広場および駅前駐車場整備を進めてきた。今後も、駅の利便性を高めるとともに、官民連携による地域資源および空家を活用した魅力の向上と、受入環境の整備を図る。さらに、歴史や自然の景観に配慮しつつ、伊吹スマートインターチェンジ接続道路をはじめとした道路や公園等の都市基盤の整備・改善を図り、地区の特性を踏まえた魅力の向上と交流を促す空間形成により、多くの人々が訪れ親しめる都市づくりを図る。



柏原駅周辺

⑤ 工業団地等産業集積地区（産業拠点・流通拠点）

産業拠点・流通拠点として位置付ける工業団地等では、米原インターチェンジや幹線道路沿道、米原駅周辺といった交通利便性を生かし、企業立地を促進し、産業機能・流通機能等の集積を図る。

新たな産業拠点・流通拠点としては、長沢地区一帯および柏原地区一帯の整備を進める。長沢地区一帯では、長浜市と合同で米原市長沢地先および長浜市加田町、加田今町地先の産業用地開発を推進する。国道8号を前面道路とし、今後完成予定の（仮称）神田スマートインターチェンジから600mと交通の結節点としての利点を最大限活用することができる。計画面積は約37ha（長浜市約19ha、本市約18ha）の産業用地である。

柏原地区一帯では、伊吹スマートインターチェンジの建設、複合型エネルギーオアシスおよび交通結節点を生かした物流拠点の複合的な整備を推進する。本市は、令和4年度に環境省から脱炭素先行地域の第1号として選定され、荒廃農地における営農型太陽光発電や、エネルギーの地産地消による地域の脱炭素化の推進に取り組んでいる中、更に取り組みを加速させるため、本市の特徴である交通アクセスを生かした意義ある事業を進める必要がある。内陸地におけるグリーン水素の製造・供給拠点となる伊吹スマートインターチェンジを含んだインフラ整備を伊吹パーキングエリア周辺で推進することにより、物流分野における水素エネルギーの社会実装実現に寄与することができる。併せて、広域災害時等におけるエネルギーバックアップ基地としての役割を担うことで、有事に備えた強靱なエネルギーサプライチェーン構築への貢献を目指している。

複合型エネルギーオアシス立地自治体となることにより、新しいエネルギー社会の実現に向けて取り組むまちという将来性を示すことで、本市の価値向上を図り、関連産業等の集積を促進するなど、地方創生に結び付けていく。

⑥ 市街地外の幹線道路沿道（沿道利用調整地）

国道8号、国道8号米原バイパス、国道21号、国道365号といった幹線道路沿道では、無秩序な開発の進行を防ぎ、適正な土地利用を図るため、地区計画制度の活用、用途地域の拡大、特定用途制限地域の地区区分の変更等により、農林行政との調整を図りつつ、周辺環境との調和に配慮しながら、計画的な都市づくりに努める。

⑦ その他の地区

人口減少・高齢化が進む地域等では、買い物をはじめ、医療・福祉、交流、行政サービス機能のほか、防災・公共交通拠点機能など、暮らしに必要なサービス機能の確保や地域コミュニティの維持が必要になる。そのため、都市拠点等と公共交通ネットワークで連携し、地域の特色を生かして、既存施設等を活用した拠点間・既存集落間で不足する機能を補完する都市づくりを図る。

第1章 はじめに

第2章 都市づくりの課題

第3章 都市づくりの目標

第4章 都市づくりの基本計画

第5章 地域別構想

用語集

凡例

●	都市拠点
●	生活交流拠点
●	歴史・観光拠点
●	産業拠点・流通拠点
	用途地域
	沿道利用調整地
	農地
	森林・緑地
	鉄道
	広域幹線道路
	地域幹線・幹線道路
	河川等



図 4-4 市街地整備の方針図

2-3. 道路・交通の方針

(1) 基本方針

一体的なまちをつくる安全・安心・快適な道路網づくり

日常の交通手段の大半を自家用車等が占める本市においては、日常生活を支え地域間交流の活性化を図るために、市内各地域を連携する幹線道路網の整備を優先課題として推進するとともに、都市計画道路や産業支援等に寄与する広域幹線道路網に対しても積極的に整備を促進する。

災害時、大雨・大雪に強い道路網の構築を図り、信頼性の高い避難路や緊急輸送路、延焼遮断帯としての防災機能、救急医療や福祉活動を支える機能の強化を図る。また、バリアフリーに配慮した歩行空間の形成や、通学路交通安全プログラムに基づく通学路の安全点検など、高齢者や子どもたちが安全・安心に通行できる道路の整備を図る。

その他、歩道や自転車道も勘案した生活道路整備、交差点改良等の計画的な推進のほか、道路補修、清掃等による快適な道路空間の環境整備を推進する。

広域交通の要衝である立地特性を生かした交通環境づくり

鉄道・高速道路・国道等の広域交通ネットワークと連携する市内の道路網の充実により、広域交通の要衝である立地特性を生かした交通環境づくりを推進する。特に、複数の鉄道が接続する米原駅周辺における交通環境の整備を推進し、また、伊吹スマートインターチェンジの建設、複合型エネルギーオアシスおよび交通結節点を生かした物流拠点の整備を推進し、広域交通の結節点としての利便性の向上・維持を図る。

拠点連携型都市構造の実現に向けた公共交通の展開

5つの鉄道駅を有する本市の強みを生かし、鉄道駅周辺等において、地域生活の拠点を形成するとともに、公共交通機能の強化を図る。また、拠点同士を公共交通ネットワークで結ぶ「拠点連携型都市構造」の都市づくりを実現するため、公共交通ネットワークのあり方を検討するとともに米原市地域公共交通計画に沿って、誰もが安心して生活することのできる移動環境を構築する。地域コミュニティの維持に向けて、拠点間を乗合タクシー等でつなぎ、利用者のニーズに応じた公共交通ネットワークの展開・調整等を図る。

また、市民の地域公共交通への関心を高め、市民、事業者等および行政が連携し、役割分担を行いつつ、環境にも配慮した持続可能な地域公共交通を構築する。

都市計画道路

滋賀県道路整備マスタープラン（第3次）では、拠点間の道路網整備と拠点内道路空間整備が求められている。市内の都市計画道路は、「米原市都市計画道路見直し方針（令和2年10月策定）」に基づき、存続・変更・廃止路線の方針を定めており、関係機関協議を行い、見直し結果を踏まえ、廃止または変更を判断した路線・区間について、地域住民への説明、合意形成を進めながら都市計画変更の手続きを進める。

(2) 道路の整備方針

① 広域幹線道路

名神高速道路や北陸自動車道をはじめ、国道8号、国道8号米原バイパス、国道21号、国道365号、大津能登川長浜線を、近畿・東海・北陸との広域交流を支える広域的な幹線道路として位置付ける。

本市における広域交通ネットワークの機能を強化するため、国道21号バイパスの整備を促進する。また、国道365号は利便性向上に向けた道路改良事業を促進し、路肩拡幅、歩道整備に向け関係機関に働きかける。名神高速道路においては、周辺の産業振興や観光振興に資するとともに、災害時の緊急輸送路にも対応できる伊吹スマートインターチェンジおよび接続道路の開設に向けた検討を推進する。

② 地域幹線道路

広域幹線道路を補完し、本市の都市軸を形成するとともに、市内の一体化を支える地域的な幹線道路として位置付ける。また、市域全体に網状に配置され、地域間を連携してまちの骨格となる道路としての機能を有する。

(主) 多賀醒井線	(一) 東上坂近江線	(都) 米原西町線
(主) 山東一色線	(一) 伊部近江線	(都) 世継顔戸線
(主) 山東本巣線	(一) 大鹿寺倉線	(都) 碓高溝顔戸線
(一) 彦根米原線	(一) 天満一色線	(都) 箕浦多和田線
(一) 朝妻筑摩近江線	(一) 大野木志賀谷長浜線	(市) 藤川相模庭線
(一) 樋口岩脇線	(一) 間田長浜線	
(一) 山東伊吹線	(一) 藤川春照線	
(一) 長浜近江線	(都) 米原湖岸線	
(一) 世継宇賀野線	(都) 彦根米原線	

※ (主) : 主要地方道、(一) : 一般県道、(都) : 都市計画道路、(市) : 市道

③ 地域幹線道路整備計画

災害に強い道路網の整備、安全・安心を確かにする道路空間の整備、地域の活性化を支える拠点間を結ぶ道路の整備、観光を軸とし地域活力につなげる道路の整備について、優先順位を決めて整備に努める。

路線名	実施状況	事業内容
(主) 山東本巣線	実施中	バイパス整備
(一) 大鹿寺倉線	実施中	道路拡幅
(一) 朝妻筑摩近江線	実施予定	歩道空間整備
(一) 東上坂近江線	実施予定	歩道空間整備
(一) 間田長浜線	実施中	歩道空間整備
(一) 長浜近江線	実施予定	歩道空間整備
(一) 伊部近江線	実施中	道路拡幅
(一) 大鹿寺倉線	実施要望	バイパス整備
(一) 山東伊吹線	実施要望	バイパス整備

※ (主) : 主要地方道、(一) : 一般県道

④ その他市道等

「米原市道路網整備計画」に基づく市内の道路網の整備や、市民の日常生活を支える生活道路の整備、交差点改良等の道路空間の環境整備について、優先順位を定めて計画的に推進する。

また、交通安全、快適性、防災性確保のため、道路補修や街灯の設置を進める。その他、冬期間の安全で円滑な通行確保のために除雪体制の強化を図る。

路線名	実施状況	事業内容
(市) 顔戸飯線	実施中	交差点改良
(市) 顔戸八田羽織線	実施中	バイパス整備
(市) 板戸市場線	実施中	道路拡幅
(市) 碓高溝顔戸線	実施予定	道路改良
(市) 磯六川入江線	実施予定	バイパス整備
(市) (仮称) 長岡志賀谷線	実施予定	バイパス整備
(市) 宮田米原東口線	実施中	バイパス整備
(市) 入江明神善積線	実施予定	交差点改良
(市) (仮称) 天満春照線	実施予定	バイパス整備
(市) 大清水弥高春照線	実施予定	バイパス整備
(市) 観音寺野一色線	実施予定	道路拡幅

※(市)：市道

(3) 公共交通の整備方針

① 鉄道

北陸新幹線敦賀駅が令和6年に開業したことに続き、今後リニア中央新幹線の開業が予定されていることから、米原駅がもつポテンシャルを更に高めていくため、東海道新幹線のひかり号の停車本数増便について、関係機関への要請を図る。

近江鉄道本線、バス等の公共交通機関の利便性向上と利用を促進する。また、公共交通機関の利用を支援する周辺の道路、駐車場・駐輪場等の維持管理に努める。

② 路線バス・乗合タクシー

拠点連携型都市構造の実現を図るためには、拠点の形成と路線バス・乗合タクシー（まいちゃん号、まいちゃんバス）を維持し、利便性の高い公共交通ネットワークを整備することが必要不可欠である。乗合タクシーの運行方式の効率化に向けては、移動実態に基づいた効率的な運行方式への見直しを行う。

また、学校への通学が距離や安全面から困難と認められる学生に対しては、スクールバスの増便や路線バス・乗合タクシーの活用による学生の通学を支援する。

(4) 自動車駐車場・自転車駐輪場の整備方針

鉄道駅周辺における自動車駐車場・自転車駐輪場については、定期的な巡回による適正な維持管理を図る。不足している施設については増設または時間貸し等を検討し、老朽化の進んでいる施設は機能更新に努める。

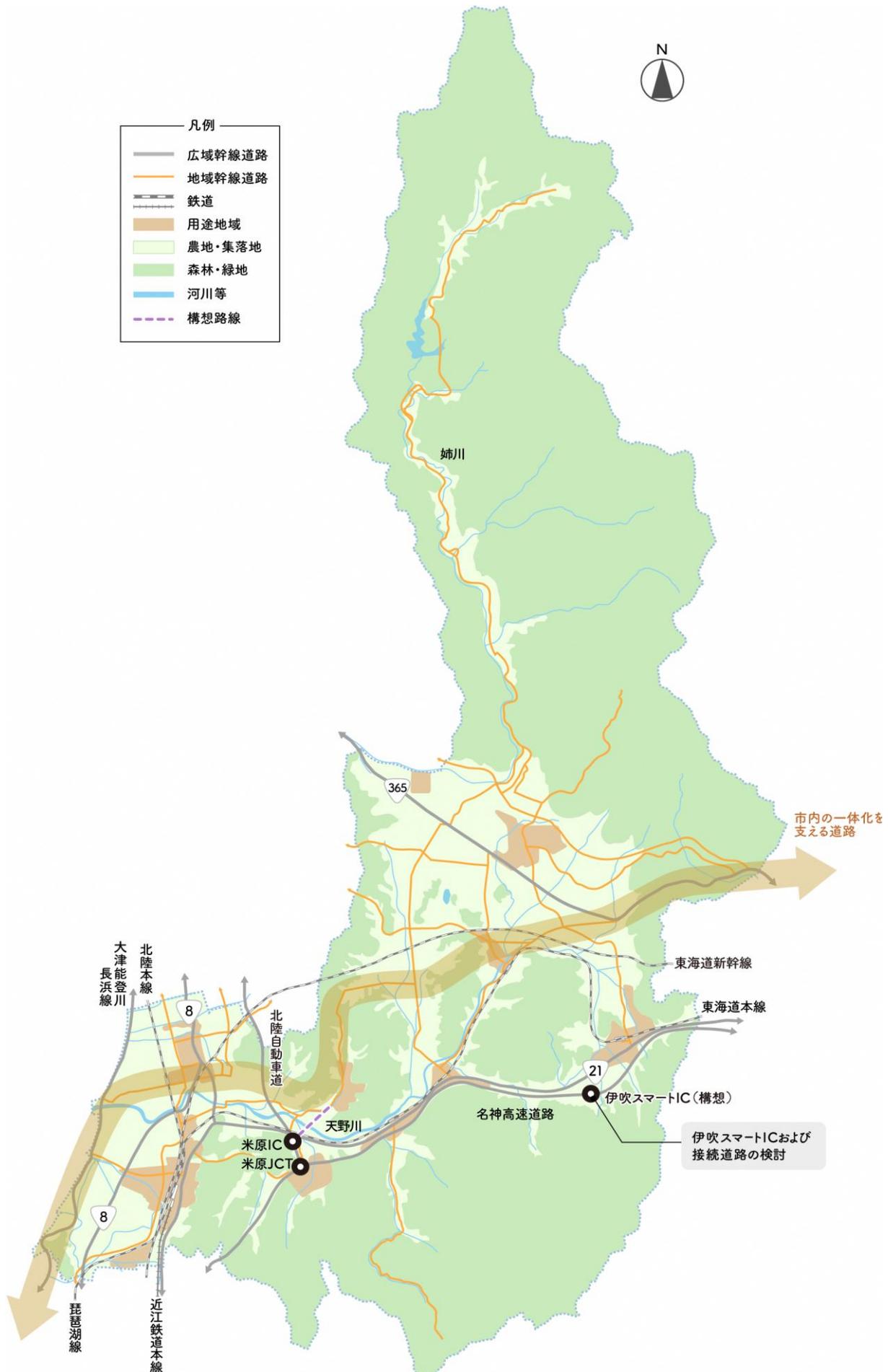


図 4-5 道路・交通の方針図

2-4. 環境・景観形成の方針

(1) 自然環境整備・保全の方針

水清く緑あふれる自然と共生するまちづくり

本市は、伊吹山をはじめとする山々から流れる清らかな水が緑を育み、暮らしを支え、やがて母なる琵琶湖に注がれる、美しい自然や文化・伝統が生き続ける水源の里である。この市民が誇りとする水と緑を軸とした、良好な生活環境の創出に努める。また、本市は全国で唯一2か所のホテル発生地が天然記念物に指定されているホテルのまちである。ホテルが輝き続けることのできる豊かな自然あふれるまちの実現を目指し、自然環境の保全・育成に努める。

「米原市環境基本計画」に基づいて、令和32年までにCO₂排出量実質ゼロを目指し、脱炭素地域づくりを推進する。中間目標としては、令和12年までに平成25年比でCO₂排出量の53%減を目指す。また、緑の基本計画や農業振興地域整備計画に基づき、計画的・系統的に緑地や田園環境の保全・創出に努め、関連する計画の改定に合わせて、本計画との調整による土地利用を推進する。

① 河川・水辺

ビワマスの回帰が見られ、ホテルが飛び交う天野川や姉川、梅花藻が咲く地蔵川等の河川および琵琶湖の水辺環境について、地域の個性を生かした親水空間として、生態系や景観等の環境に配慮した潤いのある水辺空間の保全に努める。また、河川の愛護意識を高め、自主的な環境美化活動の促進を図ることにより、市民と行政が協働の下、適切な維持管理に努める。

米原市蛍保護条例やふるさと滋賀の野生動物との共生に関する条例による保護活動に取り組み、土地の改変を伴う公共工事や開発行為の際には、生態系に配慮した都市づくりに努める。

その他、多自然川づくり、遊歩道や親水護岸など、自然とふれあえる親水空間の整備を進めるとともに、自然環境に配慮した河川改修を推進する。

② 森林・里地里山

伊吹山や霊仙山をはじめとする森林には、希少野生動物が生息・生育しているほか、水源かん養や国土保全・林産物の供給など、多面的な機能を有していることから、天野川や姉川、地蔵川、琵琶湖等の水質保全の面も含め、多面的な機能をもつ森林環境の保全に努める。

伊吹山周辺は「伊吹山復旧基本構想」に基づき、伊吹山南側斜面の植生復元対策を実施する。植生復元対策としては、斜面に植生を植える等の緑化を図る。そのほかに、伊吹山全域に渡ってニホンジカの食害対策として、侵入防止策や獣害対策ネットの設置、好まない植物の活用、生息状況調査と連動した捕獲を進める。

里地里山についても、農山地域に住む人々の生産活動や生活によって、多様な生態系や良好な景観の維持管理に努める。

磯公園、近江母の郷ふれあい広場、醒井養鱒場、グリーンパーク山東、天狗の丘公園、民間観光施設等をレクリエーション拠点として位置付けるとともに、琵琶湖から伊吹山、さらには、東草野地域に至る環境軸を一体的な自然観光ルートとして位置付け、積極的な活用を図る。

(2) 景観形成の方針

風土に愛着をもたらす都市景観の形成

景観はまちの魅力や個性につながる重要な要素であるため、「米原市景観計画」に基づき、まちを取り巻く自然環境や歴史等と調和した風土に愛着をもたらす都市景観の形成に努める。

また、市内各地域では、地形や気候、都市化の動向等が異なることから、市民や事業者等との協働により、地域特性を生かした景観形成に努める。

米原市景観計画および米原市景観条例を踏まえ、自然と人が共に輝く湖国の風景を守り育て、次世代へ引き継げる風景づくりに取り組む。

① 地域特性に応じた景観都市づくり

良好な景観都市づくりを進めていくためには、一定のルールが必要である。しかし、本市の中でも地形や自然条件、歴史や文化、その他市街地の状況等によって、様々な景観特性を有する地域が存在している。

そのため、重点的に保全を図るものや周辺と調和させながら新たな景観を創り出していくものなど、地域特性に応じた柔軟なルールを定め、計画的な景観都市づくりを推進する。

市街地では、緑豊かな住宅地、にぎわいのある商業地の形成など、主要用途の特性に応じて、良好な景観の整備・誘導を図る。

国道365号沿道については、本市のシンボルである雄大な伊吹山を背景にすることから、伊吹山の眺望、沿道建物の形態、意匠等による配慮を行い、秩序ある沿道景観の形成を図る。

田園・山林・湖岸等の自然が豊かな地域では、地域固有のまちなみ、特徴ある集落景観、緑豊かな農地等の景観の保全・形成を図る。このうち、東草野地域については、峠を介した流通・往来によって発達した景観地で、独特の設備を備えた民家形態や生活風景が見られるなど、重要文化的景観に選定された「東草野の山村景観」を継承し、東草野周辺地域全体のエリア魅力化を検討する。

良好な景観形成に向けては、景観計画、景観条例に基づき、建物の形態・意匠、配置・規模、色彩、緑化等について、計画的な景観誘導を図る。

② 協働で取り組む景観都市づくり

景観都市づくりは地域の日々の暮らしに密着したものであり、市民と事業者、行政が協働して進めていく必要がある。

そのため、市民や事業者は「景観重要建造物」や景観条例に基づく「米原市景観形成建造物」として指定する歴史的な建造物の保全を図るなど、市民、事業者等および行政が一体となって協働による景観都市づくりを進める。



2-5. 公園・緑地の方針

(1) 基本方針

都市公園

子どもの遊び場や公園の充実が求められており、地域における都市公園の配置状況や住民ニーズを踏まえて適正に配置し、既設公園の利活用による遊具の改修・維持を行う。なかでも、旧近江庁舎周辺では、宅地の増加に伴い子ども的人数が多く、集い、にぎわい、憩うための公園の充実が求められている。

地区公園「磯公園」は、将来の公園計画地として平成21年6月に都市計画決定した。本市西部地域における運動レクリエーション機能として計画され、令和3年度から計画策定に取り組み、令和4年度に基本設計、令和5年度に実施設計を作成した。令和9年度の供用開始を目指し、公民連携による施設管理も視野に整備を進める。

近隣公園「米原公園」については、地区公園「磯公園」の整備を受け、新たな公園配置の見直し・検討が必要である。地区公園「双葉公園」については、遊具の設置等の地区公園としての活用方針を検討する。そのほか、都市景観や防災機能向上につながる公園緑地の整備や充実が求められる場所への公園整備を推進する。

集い、にぎわい、憩う、まち全体の公園化構想

本市を代表するグリーンパーク山東や、伊吹山周辺（令和8年3月時点で米原市側麓から入山不可）をはじめ、近江母の郷ふれあい広場、天狗の丘公園、民間観光施設等を、市内外の人々が訪れ、にぎわい、憩う場として周知を図り、本市における「まち全体の公園化構想」を検討する。

伊吹山や琵琶湖をはじめとする豊かな自然、各公共施設の利活用、各公園施設の修繕や魅力度向上、また、民間観光施設等を活用したシティセールスを展開し、認知度の向上や関係人口の増加、さらには、暮らしの動機付けを図り、新しい人の流れと地域活力づくりを目指す。

水と緑に恵まれた、良好な都市環境

レクリエーション地や主要な公園を河川や湖岸とつなぎ、自然環境を活用した遊歩道の整備など、環境軸となる水と緑のネットワークの形成を図る。

伊吹山や霊仙山周辺の雄大な森林の緑を保全するとともに、琵琶湖湖岸、天野川、姉川、地藏川においては、地域の個性を生かした親水空間整備により、伊吹山をはじめとする周辺の豊かな緑環境に包まれた交流空間の創造を図る。

また、道路沿道や河川・湖岸沿い、公園、公共施設、歴史資源、民有地等の緑化を市民協働の下で推進し、市街地に近接する良好な樹林地については、良好な都市環境の保全に役立てるほか、歴史資源と一体となった緑や、ホタル、梅花藻等の希少野生動植物の生息する環境の保全に努める。

(2) 整備方針

① 住区基幹公園等

市民意向では、既存公園の再整備が半数近くを占めた一方で、大きな公園の充実・確保も次いで多かったことから、既存公園の遊具の改修・維持や都市計画決定した公園の整備とともに、近隣公園規模の都市公園の新規配置、複合的な公園施設について、検討・調整を進め、子どもの憩いの場の創出を図る。

種別	名称等	方針
地区公園	米原緑地公園	充実と適正な維持管理に努める。
	磯公園	地区公園として整備を推進する。
	双葉公園	地区公園としての活用方針を検討する。
近隣公園	米原公園	近隣公園として整備方針の見直し、あり方の検討を行う。
街区公園	米原駅西部の公園	米原駅西部第1、第2、第3、第4児童公園および賀目山児童公園の遊具の整備や適正な維持管理に努める。
	米原駅東部の公園	米原北公園、湯谷公園、米原南公園および米原駅東部かきつばた公園の遊具の整備や適正な維持管理に努める。
	既存公園	園原児童公園、伊吹ヶ丘児童公園の遊具の整備や適正な維持管理に努める。
	草の根広場等	各自治会で草の根広場等の街区公園機能を有した公園が設置されており、既存施設の有効活用、整備充実を図る。
特殊公園	柏原緑地	適正な維持管理に努める。
都市緑地	天野川緑地	本市の環境軸を形成する重要な都市緑地であり、米原地域、近江地域を対象に配置されていた範囲に加え、山東地域、伊吹地域についても都市緑地として延長し、全体の開設・供用を促進する。
	琵琶湖湖岸緑地	早期全面供用を促進する。
	朝妻緑地	適正な維持管理に努める。



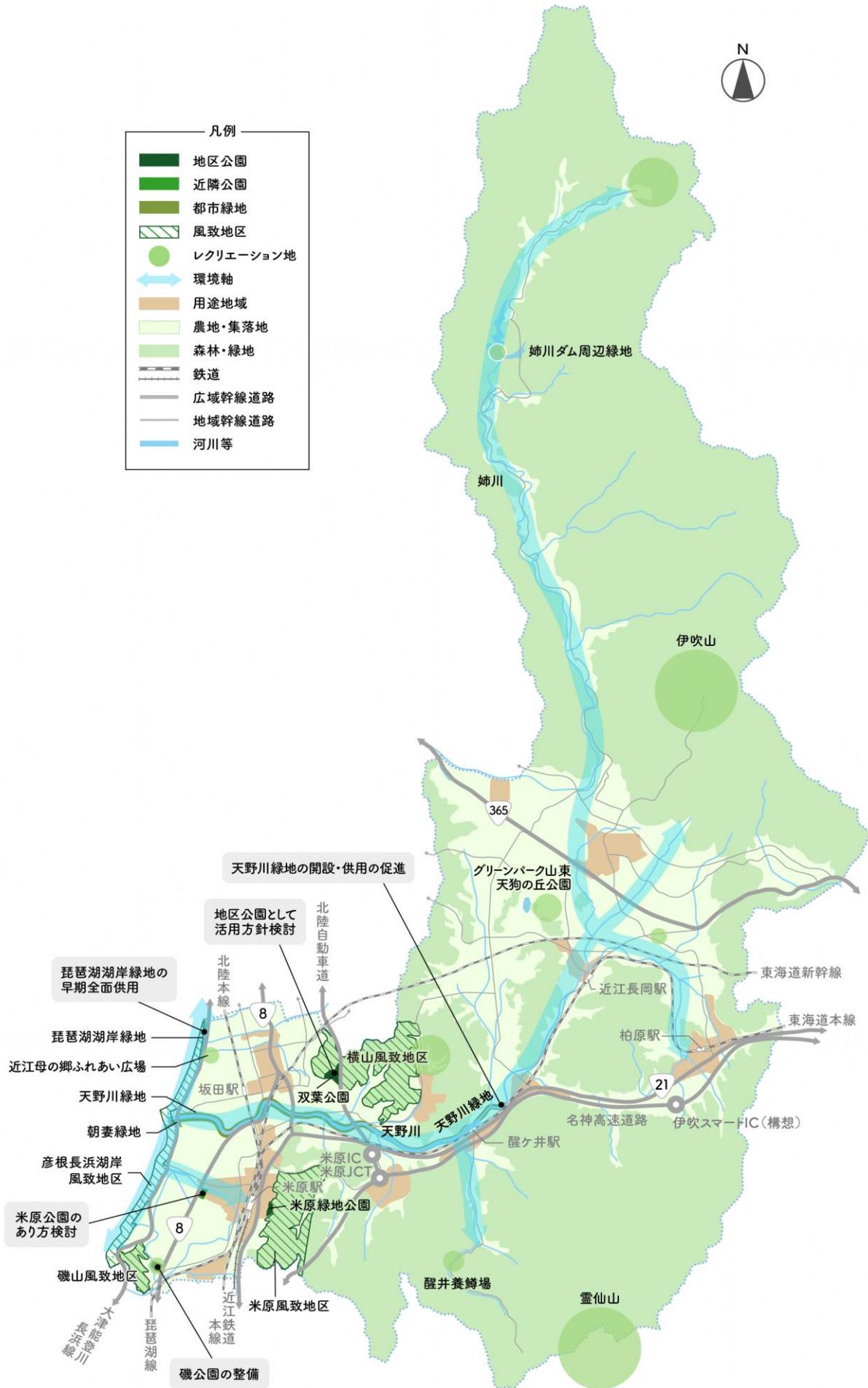


図 4-6 公園緑地の方針図

2-6. 安全・安心な都市づくりの方針

(1) 基本方針

災害に強い安全で安心できるまちづくり

本市はこれまでも様々な自然災害に見舞われてきたが、近年、高頻度化する災害により地域住民の命と財産を脅かす深刻な被害が生じている。令和6年7月の勝山谷川土砂災害をはじめとする土砂災害の被害を受け、砂防指定河川について、県との連携を図りながら、治山対策を促進する。また、一級河川について、淀川水系・木曽川水系湖北圏域河川整備計画および滋賀県河川整備5か年プランに基づき県との連携を図りながら、治水対策を促進する。

滋賀県域は、琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震が懸念される。また本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の防災対策推進地域に指定されており、地震に対する防災対策を進める必要がある。

「米原市地域防災計画」に基づいて、市街地開発事業等による市街地環境の整備を推進するとともに、農村集落においても適切な環境整備を推進することにより、本市における総合的な防災基盤の確立を図り、安全で安心できる防災の都市づくりに取り組む。また、地籍調査事業を計画的に進め、災害時の早期復旧への取組を進める。

(2) 整備方針

① 地震に対する整備方針

市街地の防災機能を強化するため、道路および公園等の整備を推進するとともに、建築物の不燃化・耐震化を促進し、住宅・住環境の整備を図る。

○道路空間の整備

米原市道路網整備計画に基づき、災害時における緊急輸送道路や防災空間としての市道整備を進める。また県により、緊急輸送道路ネットワークに位置付けられている道路（名神高速道路、北陸自動車道、国道8号、国道21号および国道365号ならびに大津能登川長浜線、山東一色線、朝妻筑摩近江線および大野木志賀谷長浜線）と本市の各防災拠点を結ぶ道路を、本市における緊急輸送道路と位置付けて防災機能の強化を図る。市道沿道の建築物については、耐火・耐震建築物の建設を指導していくことにより、大規模災害時等における有効な防災空間としての機能確保を図る。

○公園・緑地の整備

公園、緑地は、地震等災害時の避難地や大規模火災時の防火帯として機能するオープンスペースとなることから、公園・緑地の維持・整備に努める。

○市街地の整備

地区計画制度や土地区画整理事業等を活用して、市街地において面的な整備を推進し、建築物の耐震不燃化と道路・公園等の公共施設の整備を図る。既成市街地の木造住宅が密集している地域について、住宅市街地総合整備事業やまちなみ環境整備事業等の活用を検討し、建築物の耐震不燃化の促進、道路・公園等の公共施設の整備を図る。

○建築物・住宅の安全対策

庁舎や公共施設等の防災拠点施設については、耐震化に努めるとともに、停電時に備えて非常用電源の確保に努める。避難所の環境整備として、マンホールトイレシステムの設置、防災倉庫の整備、防災備品の備蓄状況の公開等を進める。老朽建築物については、構造、危険度等を調査し、危険であると認められた場合は、補修等の必要な措置を講じる。

木造住宅の耐震化を促進するため、本市では「米原市既存建築物耐震改修促進計画」に基づき、米原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定している。旧耐震基準で建築された木造住宅を対象に、毎年度住宅耐震化に係る支援目標を設定するとともに、その実施・達成状況を把握・評価し、プログラムの充実を図り、住宅の耐震化を推進する。財政的支援では、住宅の耐震診断費・補強案作成費、耐震改修、耐震シェルターや防災ベッド等の設置に対する補助を実施する。

② 風水害に対する整備方針

○河川の整備

姉川、天野川は、県による河川整備計画で緊急性の観点から整備実施を必要とする河川と位置付けられている。姉川では流下能力が不足する区間について、低水路の拡幅、築堤等により河積の拡大を図る。天野川では流下能力が不足する区間について、河道掘削等により河積の拡大を図るとともに、上流部に洪水を一時的に貯留する遊水地を整備する。また、長老墓地川は河川整備5か年プランに基づいて用地買収、護岸整備、河道掘削等の改修を促進する。

○浸水被害防止対策

宇賀野地先では、浸水被害防止対策としての雨水排水路を整備する。

農業用ため池の整備・老朽化が進んでいるほか、耐震性能を満たしていないため池について、大雨や地震に対する安全性の確保を図るため、防災工事を計画的に実施する。

洪水浸水想定区域および地先の安全度マップで浸水が想定されている区域内にある自治会および要配慮者利用施設については、風水害時における情報伝達方法や避難場所をあらかじめ定め、周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。浸水警戒区域およびその候補地（特に安全な住まい方が必要な区域）は、特に水害リスクが高く、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、市民の生命または身体に著しい被害が生じるおそれがあることから、想定されている浸水等のリスクを踏まえた住まい方の検討や避難計画の策定など、水害に強い地域づくりを進める。

③ 土砂災害に対する整備方針

災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備保安林として指定されている区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域に指定された区域等では、原則として市街化の抑制を図る。また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域では、令和5年度、令和6年度に米原地先で崩壊対策工事を実施しており、今後も継続的に工事実施を図る。

砂防指定地内を流れる河川（勝山谷川、丹生川、十郎谷川、板名古川および梓川）については、県との連携を図りながら、砂防堰堤の整備を促進する。

伊吹山周辺は、勝山谷川土砂災害後に策定された「伊吹山復旧基本構想」に基づき、伊吹山土砂災害防止のための対策を集中的に実施する。対策として、水路等を設置して斜面表層の浸食の進行防止を図る。また、弥高川側方面は下流への土砂流出を抑えるため、溪流内に堆積している土砂を安定化させる施設を整備する。

(3) 市民の防災力向上

災害時に効率的で安全性の高い防災対策を推進するため、防災ブロック、防災地区など、防災階層を設定し、階層ごとに必要な防災施策を推進することにより、市全域の防災力の推進を図る。

過去の災害の教訓から、本市で起こり得る災害（地震災害、風水害【雪害】・土砂災害、原子力災害）に関する情報をまとめた米原市防災ハザードマップの普及・活用を促進することにより、市民の防災意識の向上を図る。



防災訓練の様子

自助・共助・公助によって、市民、地域および行政がそれぞれ役割を分担し、連携することが防災力の強化につながることから、防災士や自主防災組織の育成を推進し、防災関係機関、民間団体および地域住民が一体となり実践的な防災訓練を実施するほか、避難経路および避難誘導体制については、自治会、自主防災組織により有効な体制を確保できるよう本市と連携して推進する。

(4) 防災情報を共有できる仕組みづくり

防災情報を迅速に伝える仕組みづくりを進めるため、原子力災害をはじめとする災害時に的確な状況把握に努め、被災者への情報伝達手段として防災情報伝達システム等の充実を図る。インターネット配信や携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用も含めて、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努めるとともに、避難行動要援護者名簿の更新・活用等を推進し、防災情報の共有化に努める。

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、伝達手段の多重化・多様化を図り、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。また、被害情報および関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、ドローンや被害情報収集システムなど、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

2-7. その他の施設の方針

快適な生活環境づくりを支える都市施設の整備充実

公共施設は「米原市公共施設等総合管理計画」に基づいて、本市の規模に応じた適正な行政サービスを提供する。

(1) 下水道

本市の公共下水道と農業集落排水を合算した下水道処理面積は、令和7年3月31日現在1,932.35haであり、行政区域内人口当たりの普及率は99.7%、処理区域内人口当たりの水洗化率は95.5%となっている。

今後は、公共下水道事業および農業集落排水処理施設の耐震化・長寿命化対策を進めるとともに、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を順次進めていく。

(2) 上水道

本市域内における給水区域は、市内全域となっており、市民への安定的な水道水の供給が可能となっているが、施設の老朽化が進行している中、水質管理の強化や安全な水の供給を図るため、「米原市水道事業基本計画」に基づく施設整備・維持管理に努める。

(3) 湖北広域行政事務センター管理施設

本市と長浜市において構成する湖北広域行政事務センターが管理するこもれび苑が、令和3年4月に長浜市木尾町地先でPFI事業により整備され、斎場の集約が図られた。

また、第1プラントに代わる污泥再生処理センターが、令和7年10月から同市木尾町地先で利用開始され、令和10年4月には、クリスタルプラザに代わる熱回収施設およびクリーンプラントに代わるリサイクル施設が同敷地内で利用開始予定である。

エコパーク湖北の愛称で、焼却施設、バイオガス化施設、リサイクル施設および污泥再生処理センターを一極集中し、総合的な廃棄処理システムの構築、効率的な施設整備による安定稼働、脱炭素化を図る。



エコパーク湖北イメージ図

(4) 子育て支援系施設

少子化やライフスタイルの変化等を踏まえ、子育てしやすい都市づくりのため、保育施設の整備など、新たに求められる効率的で効果的な保育・教育施設の適正な配置を図る。また、旧山東幼稚園の利活用に向けた対応を推進する。

(5) 学校教育系施設

学校施設は、「米原市学校施設長寿命化計画」に基づき、財政負担の軽減・平準化を図りながら、安全・安心な境域環境を継続的に確保する。また、児童生徒数が減少した小中学校のあり方を検討する。

(6) 社会教育系施設

博物館等においては、本市の貴重で豊富な歴史・文化資源の充実、活用および保全を図る。

文化施設については、協働による都市づくりの人材育成や文化交流の拠点として、教養の増進、都市機能の維持に努める。

(7) 医療・社会福祉系施設

高齢化の更なる進展から増加が見込まれる医療・福祉サービスのニーズに対応するため、病院施設を有しない本市においては、公共交通ネットワークの充実を図り、交通弱者の受診支援に努める。また、限られた地域資源や人材を有効に活用しながら、在宅医療の推進をはじめとした保健・医療・福祉の包括的な地域医療体制の確立を図る。

そのため、一次医療を担う市内の医療機関の適正な配置を図る。米原市地域包括ケアセンターいぶきは在宅療養・介護拠点として在宅医療の実

践を進めている。米原市地域包括医療福祉センターふくしあは、多職種連携の医療サービスに加えて、子育て支援の充実に資する児童発達支援センターや病児・病後児保育室など、子どもから高齢者まで全ての世代で安心して利用できる施設の保健・医療・福祉機能の充実に努める。

また本市では、市内に民間の病院および診療所を開業しようとする医師または医療法人に対し、開設資金の一部を補助している。開業医療誘致を進めることで、市民が安心して医療サービスを受けることができる医療体制の安定および充実を図る。



米原市地域包括医療福祉センターふくしあ

(8) 行政サービス

行政のDX化の進展とアナログサービスの融合を目指し、各種証明書の発行のほか、特に相談機能を強化した移動市役所による行政サービスを提供する。また、施設の老朽化や本庁舎への移転に伴う、伊吹市民自治センターおよび近江市民自治センターの廃止など、公共施設の統廃合による庁舎跡地の利活用に対する検討を行う。

(9) 消防・救急

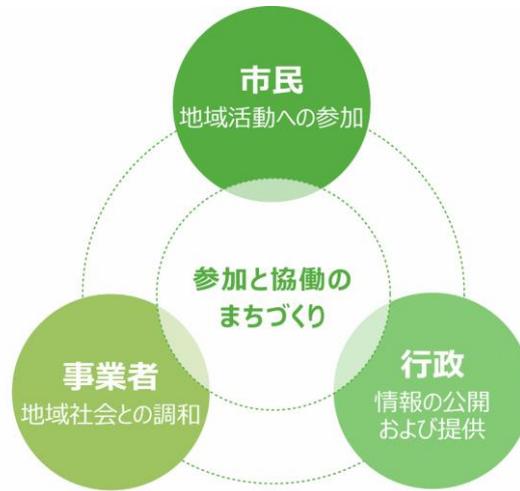
消防施設は、湖北地域消防組合消防力適正配置に向けた消防施設整備計画に基づき、施設整備等を推進する。旧米原消防署は施設の老朽化が著しく、耐震化が未実施であったため、持続可能な消防体制の維持に向けて天満地先に米原消防署を開設した。また、西円寺地先に米原出張所を開設した。

2-8. 参加と協働の都市づくりの方針

(1) 基本方針

参加と協働のまちづくりを進めるための仕組みづくり

参加型まちづくりを推進するため、市民への情報公開やまちづくりに参加しやすい環境を整えるとともに、市民が主体となって考えるまちの実現に向け、「米原市自治基本条例」に基づき、市民、事業者等および行政の協働の下にまちづくりを進めるための仕組みづくりに取り組む。



参加と協働のまちづくり

(2) 参加と協働の都市づくりの方針

① 参画機会の充実

市民、事業者等および行政のまちづくりにおける役割と理念を明確にして、相互の補完・連携による協働のまちづくりを推進するとともに、地域全体のまちづくりへの意識の向上と人材育成に努める。

また、計画の策定段階からパブリックコメント等により市民参画を積極的に進めるなど、市民とともに考えるまちが実現できる仕組みづくりに取り組む。さらに、市民がまちづくりにおいて必要な情報を適正に把握できるように、広報誌や市公式ウェブサイト等の様々な媒体を活用し、まちづくりの情報公開や、意見聴取の場を積極的に確保し、市民と連携しながら進めるまちづくりの実現に努める。

② 住みよい地域コミュニティの醸成

地域でのまちづくり活動や市民活動、まちづくりの成果や魅力を披露する場の確保により、住みよい地域コミュニティの醸成を図り、地域住民や地域コミュニティが主体となった地域の個性を生かした魅力あるまちづくりの実現に努める。また、地域活動の場や機会の充実、リーダー等の人材育成や住民による主体的活動の支援を図り、市民、事業者等および行政の協働によるまちづくりを推進する。

人口減少に対応しつつ、地域で安心して住み続けられる持続可能な行政サービスへの転換を図るため、マイナンバーを活用したオンライン申請や遠隔相談システム等を搭載した、様々な用途に活用できるマルチタスク車両を移動市役所として運行し、行政サービスと安心を地域に届けられる仕組みを構築する。

③ 都市計画手法による市民協働のまちづくり

都市計画提案制度等の活用を検討しながら、まちづくり委員会等の市民・事業者との連携と協働により、地域の実情に応じた土地利用を推進する。